

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和2年第1回下川町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 中田豪之助 議員及び3番 大西 功 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの10日間に決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第4 町長より、町政執行方針の表明があります。

町長。

○町長（谷 一之君） 令和2年度町政執行方針を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今冬は、例年から比較いたしますと、越年前から降雪量も少なく、さらに穏やかな気候が続いて、町民の皆さんの日々の暮らしは除排雪に係る負担も少ない中で過ごすことができたものと推察するところでございます。

しかし、その一方で、1月中旬から国内における新型コロナウイルス感染症が蔓延し、2か月を経ようとしている現在でも、いまだ終息の見られない状況が続いているところでございます。

本町におきましても、これまでに町民の皆様に対しまして、催事や会議等の自粛のお願いをしてございまして、会議開催や外出行動等に御協力いただいております。今日現在では町内に感染者は発生していない状況にございます。この対策も町内から一人として感染者を

発生させないことと、万が一発生いたしましても迅速な処置を施すことを念頭に置いた方針でございますので、御理解を賜れば幸いです。

また、議員各位には、今議会定例会におきましても、議会運営の短縮などに御配慮いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます次第でございます。

なお、今後もこの新型コロナウイルスに対しましては、気を緩めることなく、徹底した予防対策を執っていく所存でございますので、議員各位、町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、このような状況の折、議員各位には時節柄御多用のところ、令和2年第1回下川町議会定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げます次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案及び報告は、条例案件7件、予算案件13件、報告案件1件の計21件であり、そのほか4件について行政報告をさせていただくところでございます。議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、町政執行方針を述べさせていただきます。

令和2年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様に御理解と御協力を頂きたいと思っております。

私が、町長として2期目の任を担わせていただいてから、間もなく1年を迎えることとなりました。昨年は、施策の基本となる第6期下川町総合計画がスタートした年であり、SDGs 未来都市の推進、人口減少をはじめとした情勢の変化や地域経済の活性化、町民福祉の向上に向け、各種施策を進めてまいりました。

さて、令和2年度は、「第6期下川町総合計画の着実な推進」「効率的で効果的な行財政運営の推進」「積極的な情報公開と町民の理解」を基本方針として、「2030年における下川町のありたい姿」の「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」の実現に向けた取組を進めてまいります。また、更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支(プライマリーバランス)」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めます。

本年度の予算規模は、一般会計で50億6,600万円、対前年度比8.5%増、下水道事業特別会計で2億46万円、対前年度比3.9%減、簡易水道事業特別会計で9,092万円、対前年度比16.3%減、介護保険特別会計で8億1,343万円、対前年度比2.7%増、国民健康保険事業特別会計で5億87万円、対前年度比6.5%増、後期高齢者医療特別会計で6,381万円、対前年度比1.7%増、病院事業会計で5億7,114万円、対前年度比4.8%減、7会計総額では73億663万円で、対前年度比5.7%増となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、自ら考え、自律し、提案できる自治体づくりによって乗り切ることができるものと考えます。

将来の下川町を見据えると、地域の活力の原動力となる生産年齢人口の確保はとても重要であり、更なる移住の促進や定住のための施策は欠かせないものとなっております。

貴重な人的財産、地域資源、様々な財源を有効に活用し、持続的な地域社会の実現に向け、第6期下川町総合計画に基づき、計画的な予算執行を進めることとしており、総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、各公区の関係組織や各福祉団体が果たす役割は大変重要であることから、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進いたします。

また、高齢者等が安全で安心して自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営を適切に行ってまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、職場説明会等の機会を活用し、必要な人材の確保と育成を行い、地域包括ケアシステムを推進いたします。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度につきましては、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後、きめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては、「第7期介護保険事業計画」に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めます。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

メタボリックシンドローム、高血圧及び糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、各種健診、がん検診、健康相談及び健康教育を実施し、地域の健康課題を踏まえた保健活動を推進いたします。

第4は、医療対策であります。

町内唯一の医療機関であります「町立下川病院」は、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・介護・福祉の連携を図るとともに、超高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの拠点として、訪問診療・訪問看護の充実に努め、身近な医療、患者サービスの向上に努めます。

また、専門的な治療につきましては、道北地域のセンター病院に位置づけられている「名寄市立総合病院」との医療連携ネットワークをいかして、役割分担と機能の充実強化を図り、町民が安心して医療を受けられるよう努めます。

さらに、「新町立下川病院改革プラン」に基づき、病院事業会計の財務状況の健全化を進めるとともに、将来の人口等を見据え、地域の事情を踏まえた診療機能や体制の見直しなど、上川北部区域地域医療構想調整会議と連携しながら経営改革に取り組みます。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して生活することができるよう、自助・互助を促進する介護予防事業の実施を進めます。

また、各関係機関と連携して、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進や人感センサーと地域関係者による見守りなど、安心支え合いネットワークの充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活が送られるよう実情に合った施策を推進いたします。

また、高齢者がボランティア活動を通じて、地域貢献や社会活動に参加する介護予防ボランティア事業を継続いたします。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の向上のため、介護職員等の人材確保や人材育成を図りながら、より充実したサービスの提供に努めます。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

開園して2年目を迎える「下川町認定子ども園」を保護者にとって更に充実した施設とするため、教育の拡充を図るとともに、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応じてまいります。

また、次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び関係機関と連携した子育て支援を推進いたします。

なお、子育て世帯における経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら地域生活支援拠点の充実に努めるなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施いたします。

障害者支援施設の運営については、利用者の障害程度の重度化や高齢化等に対応する支援内容の充実に努め、生活支援員の確保と人材育成により、サービスの向上に努めてまいります。

また、グループホームの入居者が、より安全で安心して暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めてまいります。

次に、第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは方針の一端を申し上げたいと存じます。

本町の教育施策の目標や基本方針を定めた「下川町総合教育大綱」に基づき、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育の充実であります。

子供たちが、学校において基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を、主体的・対話的で深い学びを通して学習することは、E S D教育（持続可能な開発のための教育）を推進する上でも重要であります。

子供たちの個性を伸ばし、豊かな心を育むために、I C Tの活用と道徳教育の充実、地域の特色をいかした森林環境教育並びに地産地消を学ぶ食育の充実に努めます。

また、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育推進に向けた小中の連携を図るとともに、教職員の研修を通じた連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクール(学校運営協議会)の充実を図ります。

また、「下川町地域共有ビジョン」を策定し、実現に向けた取組を進めてまいります。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障がいのある子供と、障がいのない子供が共に学ぶインクルーシブ教育理念を踏まえ、支援を必要とする子供一人一人の教育的ニーズや障害の程度に応じた指導並びに支援の充実を図るとともに、教育環境の整備を図ります。

次に、下川商業高等学校の支援策につきまして、商業高校としての特色ある教育活動を支援するとともに、地域とともにある学校づくりへの支援を行い、存続・維持・発展に努めてまいります。

第2は、生涯学習の推進であります。

町民の潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、町民が生涯を通じて積極的に学び、その成果をいかせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進いたします。

第3は、生涯スポーツの推進であります。

年々、町民の健康に関する意識が高まっていることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等、生涯スポーツの充実に努めてまいります。

また、各種競技大会の開催やスポーツ少年団活動等の支援を充実し、健全な心と体力及び技術の向上を図ります。

特にノルディックスキー競技におきましては、本町出身選手が国際舞台で活躍していることが町民に夢と感動と勇気をもたらしていることから、今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼小中高一貫指導による選手の育成強化を進めてまいります。

第4は、芸術文化の振興であります。

芸術文化活動は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、地域に根ざした個性あふれる文化活動を支援するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため、文化財の保護及び活用に努めます。

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の14項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえた「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、有効な土地利用、市街地づくりを進めてまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、町民の安らぎや憩いの場であり、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション等、多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう「都市公園条例」を制定し、適切な維持管理に努めるとともに、

利用状況に合わせた公園の整理を行います。

第3は、住宅対策であります。

移住・定住対策など、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を見直し、計画的な公営住宅等の整備や既存住宅の改修等により、住環境の整備を進めるとともに、快適住まいづくり促進事業が時限を迎えることから、新たに条例を制定し、住宅建築や改修等の支援を行い、快適な住環境の整備を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や安全で安心な暮らしを確保してまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、自主排雪支援事業を実施し、快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、「下川浄水場建設基本計画」に基づく施設整備に係る事務を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、営農飲雑用水施設につきましても、適切な維持管理を行います。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理を行ってまいります。

第8は、公共交通対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保に努めてまいります。

また、地域公共交通として、「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な暮らしを確保し、利便性の向上と効率的な運行に努めてまいります。

第9は、環境保全対策であります。

廃棄物処理及び公衆衛生対策として、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されていますが、過大な維持管理費などが課題であることから、次期一般廃棄物中間処理施設の整備に関して協議を進めてまいります。

第10は、交通安全・防犯対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、町民一人一人の交通・防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、下川町消費者協会が運営する「ばくりっこ」の活動を通じた埋立ごみの減量化とコミュニティの醸成に支援するとともに、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した消費行動を推進いたします。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、防火水槽の新設及び消火栓の更新を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力を充実強化してまいります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確な対応を図るとともに、救急需要に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第13は、危機管理対策であります。

近年、各地において災害の発生頻度が高まり、甚大な被害が発生していることから、地域防災マネージャーを採用し、自助・互助・共助の大切さを積極的に広報するとともに、防災訓練等を実施し、町民の防災意識の向上を図ってまいります。

また、サンルダムの完成に伴い、洪水ハザードマップの更新を行い、さらには災害備蓄品の更新・整備を計画的に行うとともに、各公区の自主防災計画の策定や自主防災組織の設置を図ってまいります。

第14は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を図るため、町民の皆さんが容易に情報を受けられるとともに、停電時にも対応可能な新たな情報提供を構築してまいります。

次に、第4点目の「産業」であります。次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など、地域が抱える課題に加え、国際情勢においては、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、日EU・EPA（日EU経済連携協定）及び日米貿易協定の発効など、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、不透明感を増しています。

このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

地域の活力を維持するためには、本町の基幹産業である農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策を推進するとともに、関係機関と連携し農業者を支援いたします。

2点目は、環境に配慮した農業施策の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度や環境保全型制度を活用し、集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良施設につきましては、指定管理者により効果的な運営に努めるとともに、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進いたします。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を推進するとともに、畜産担い手育成総合整備事業による基盤整備を行い、安定的な自給飼料の確保を図ってまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援いたします。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産・フルーツトマトの半養液栽培に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対し支援いたします。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営を支援いたします。

また、環境制御装置の導入など、スマート農業の推進に対しても支援してまいります。

次に、農業経営を支援する施設運営についてであります。町営サンル牧場は、道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区の実施による良質な粗飼料の生産及び、指定管理者により飼養コストや労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として運営いたします。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者が中心となって利活用を進めてまいります。

農産物加工研究所は、特産品であるトマトジュースの安定的な生産体制構築のため、引き続き原料確保と販路拡大及び経営の効率化に努めてまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、「下川町農業振興基本条例」に基づく支援を行うとともに、担い手対策を進めてまいります。

また、担い手を確保するため、新規就農予定者の積極的な募集と、農業後継者育成を支援してまいります。

第2は、林業・林産業対策であります。

豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムのスマート化、雇用の確保・創出、木材産業の安定化と地域の活性化を図るとともに、バイオマス産業都市構想等の具現化によるエネルギーの地消地産と脱炭素社会の構築に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら森林認証を基盤とした計画的な森林整備を実施し、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域林業・林産業

の活性化を進めるとともに、将来にわたり森林資源を持続させていくため、優良な造林苗木である「クリーンラーチ」の特定母樹園の整備を推進いたします。

また、「下川町林業振興基本条例」に基づき、私有林整備支援事業を推進してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理を行う中で、施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、雇用の継続と地域林業の活性化を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保に向けた持続的な取組として、平成29年度に「実習等の連携と協力に関する協定」を締結した高校や団体との協力体制を強化するため、実習フィールドの提供や町内の林業事業者へのインターンシップ等の受入れなどを推進いたします。

また、「北海道立北の森づくり専門学院」の地域実践実習拠点として、北海道と連携・協力の下、実習等の受入れ態勢整備を推進するとともに、人材育成の取組として、地元NPO法人等と連携して、町内中学・高校生向けの職業教育を行い、林業・林産業への理解を深めることにより、地元の就労につながる活動を進めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林総合産業化を進める上で、森林整備と併せて林産業の振興を図るために極めて重要な川下対策について、「下川町林業振興基本条例」に基づく林業・林産業事業者の設備投資への支援を継続するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び広葉樹材の利活用について、近隣市町村等と連携し、調査検討を進めてまいります。

さらに、東京2020大会「選手村ビレッジプラザ」整備に対し、地域林産業関係事業者と連携して提供した下川町産FSC森林認証材の普及啓発及び後利用について検討を進めてまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

「2030年における下川町のありたい姿」の目標である「エネルギーの地消地産及び脱炭素社会」の実現に向けて、中学校の木質バイオマスボイラの熱供給余力を活用し、地域間交流施設への暖房熱の面的拡大事業を実施いたします。

また、再生可能エネルギー導入促進ロードマップの導入方針の具体化に向けた調査・検討を進めてまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署とも連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催いたします。

また、下川らしい森林文化の創造に向けて、引き続きチェンソーアート大会への支援を行うとともに、大会により製作された作品をより魅力ある展示物として公共施設等に配置いたします。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るとともに、近年増加傾向にあるアライグマ、キツネ、カラス等の対策を行うため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施いたします。

第4は、産業であります。

商工業の後継者不足、労働力不足が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は産業振興であります。

「中小企業振興基本条例」に基づき、経営基盤強化、人材育成、商店街活性化に向けて中小企業を下支えするとともに、「下川町産業活性化支援機構」を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなどを関係機関と連携して総合的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図ってまいります。

また、行政ポイントの発行と普及啓発に努めることで、消費の域内循環を高め、地域経済の活性化と政策効果の向上を図ります。

次に、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに、森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めてまいります。

次に、観光の振興であります。

アイスクャンドルミュージアムなどの四大イベントを核とした交流人口の拡大や、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、水源地域ビジョンに基づき、サンルダム周辺整備事業や名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限にいかしながら、地域ブランド力の向上や受入れ体制の充実を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジであります。

地域活力を再生し、集落を創生するため、一の橋地域において地域熱供給システムを活用した産業を創出するとともに、住民のコミュニティ形成などに取り組み、集落の自立性を高め、持続可能な社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、民間活力を活用し、安定的な運営を進めてまいります。

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活

性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、地域住民が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「2030年における下川町のありたい姿」の「7つのありたい姿」の実現や「持続可能な開発目標」の普及展開活動を行ってまいります。

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画につきましては、「2030年における下川町のありたい姿」の「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と7つのありたい姿の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証しながら、進捗管理計画の見直し等を行ってまいります。

また、職員の人材育成事業として、政策形成能力を向上するため、各種研修会に積極的に参加いたします。さらに総務省への職員派遣を実施してまいります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と公共施設の再編や使用料の見直しなど、行財政改革に取り組んでまいります。

町税等につきましては、引き続き適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めるとともに、目的税として入湯税を導入いたします。

以上、執行方針の概要を申し上げましたが、様々な地域課題を着実に解決し、町民が幸せを実感できる『幸せ日本一のまち』を創るため、町政を執行する決意でありますので、議員並びに町民の皆様により一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。令和2年度の町政執行方針とさせていただきます。

この後、教育長から教育行政執行方針を述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で町政執行方針を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第5 教育長より、教育行政執行方針の表明があります。  
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 教育行政執行方針の前に、新型コロナウイルス感染拡大防止について、一言申し述べさせていただきます。

町立小中学校は、2月27日、木曜日から、学校保健安全法等の規定に基づきまして臨時休業としており、また、生涯学習施設並びにスポーツ施設等については、一定の利用制限とイベントの自粛を行うなどの対応を講じております。

その間、議員各位、町民の皆様には、御理解、御協力を頂きまして深く感謝申し上げます。

今後とも関係機関との連携確保を図り、感染防止に努めてまいりますので、御指導、御

支援のほどお願い申し上げます。

令和2年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

今日、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展及び高度情報化の進展など社会が大きく変化する中、第6期総合計画で目指す将来像「2030年における下川町のありたい姿」を実現していくため、第2期下川町総合教育大綱の基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり、すべての町民に生涯にわたり学習する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す」に基づき、E S D教育（持続可能な開発のための教育）を推進し、持続可能な社会の創り手を育むことが重要であります。

はじめに、小中学校教育の充実について申し上げます。

子供たちが、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるよう、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、全ての児童生徒の個性や可能性を最大限に伸ばし、夢と希望を持ち、これからの時代を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また、身近な自然環境や歴史・伝統文化に触れる機会を通して特色ある教育活動を推進し、系統的に体験活動の充実を図りながら、ふるさと下川への愛着と誇りを育んでまいります。

さらに、発達段階に応じた教育の中で、確かな学力の育成を図るとともに、基本的な生活習慣や社会性の涵養、読書活動の推進など、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、家庭の教育力を高めることに努めてまいります。

本年度は、小学校において新学習指導要領の完全実施、中学校においては令和3年度実施に向けた移行期間であることから、新学習指導要領の基本理念であります「社会に開かれた教育課程」を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、新学習指導要領の「育成すべき資質・能力の三つの柱」としての「学びを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性等の涵養」、「生きて働く、知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる、思考力・判断力・表現力等の育成」を進めるとともに、現学習指導要領の基本理念であります子供たちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育の推進に向け効果的な学校経営・学級経営の確保に努めてまいります。

「確かな学力」の向上としては、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などのカリキュラムマネジメントを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進してまいります。

児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、新たに取り組むプログラミング的思考能力の育成に向けて、ICTの活用を推進し、情報処理に関する効果的な学習環境の整備を図るとともに、ギガ・スクール構想に伴う一人1台のタブレット導入に向け検討してまいります。

また、外国語教育の充実のため、外国語指導助手による外国語及び外国語活動の学習や国際理解教育の充実を図ってまいります。

さらに、家庭学習への支援としては、引き続き低学年から学習する習慣を身に付けるため、ウイークエンドスクールを実施して確かな学力の向上に努めてまいります。

「豊かな心」の育成としては、道徳教育の果たす役割は極めて大きく、特に道徳の教科化により、よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実践に向け、指導方法の工夫改善や指導体制の確立を図るための支援を継続してまいります。

また、生命尊重や感謝・親切、公正・公平など、自他を尊重する思いやりの心を育成するため、学校教育活動全体を通じた人権教育の充実を図られるよう支援します。

「健やかな体」づくりと安全確保としては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、子供たちの体力向上に向けて、体育の授業改善や学校・家庭・地域の連携により体力向上を推進してまいります。

いじめ防止の取組については、子供同士の望ましい人間関係を醸成する学校経営・学級経営を通して未然防止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談の実施により早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には組織的かつ速やかに対応できるよう、各学校等への指導を徹底してまいります。

特に、デジタルメディアへの過剰・不適切な接触については、学校における情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、保護者に対してはインターネットの安全・安心な利用に向けた家庭でのルールづくりを啓発してまいります。

また、不登校の児童生徒への支援につきましては、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的なきめ細やかな支援を行ってまいります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましても、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子供たちに切れ目のない一貫した教育が行われるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、相談員による学習面や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、必要に応じて外部の専門家による指導助言を受けるとともに、小中学校に支援員を配置し、発達に課題がある児童生徒の学校生活を支援してまいります。

特色ある教育活動としては、子供たちが自立と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、身近な自然環境、歴史・伝統文化、地域産業など、地域の大人たちから学ぶ機会を通じた教育活動を進めるとともに、森林とのふれあいや林業体験などを通して学習する森林環境教育を行います。

キャリア教育についても、地域の未来を担う人材の育成の観点から、地域や地元企業等との連携協力の下、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育むため、一層の充実を図ってまいります。

さらに、健やかな体づくりのための保健指導及び保健管理の充実にも努めるとともに、食に関する正しい知識と地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等の健康教育を推進してまいります。

コミュニケーション能力の育成については、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができるよう、各教科におけるディスカッション等

による効果的な指導助言を行ってまいります。

地域とともにある学校づくりとしては、コミュニティスクール(学校運営協議会)の中で児童生徒の実態及び課題を共通認識しているところであり、これらの課題解決のため学校運営協議会が主体となり、地域や保護者に参画・協力いただけるよう事業の展開を図ってまいります。

また、町で策定する「下川町地域共育ビジョン」の取組と連携して、地域で育つ子供の育成を進めてまいります。

小中連携、一貫教育につきましては、義務教育の系統的・継続的な教育を行うため、第1に「9年間を通した子どもの学びのつながり」、第2に「子ども理解・生徒指導の連続性」、第3に「教職員の連携・協働」、第4に「家庭や地域とのかかわり」の4点を視点とし、発達の段階に応じた継続的な子供理解を柱に「9年間の系統的教育課程の捉え直し」、「目指す子ども像の共有」、「系統性・連続性のある特別支援教育」などを推進し、知・徳・体の調和のとれた育ちの一層の充実を図ってまいります。また、将来の学校施設の維持管理を検討するため、本年度は小中学校施設の長寿命化計画を策定してまいります。

幼小の連携については、小学校入学当初において、幼児期に自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう情報の共有・連携を確保してまいります。

次に、下川商業高等学校への支援について申し上げます。

近年、下川商業高等学校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況である中、本年度は定員に近い出願者数となっており、引き続き「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性をいかした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援を行うとともに、令和元年度に発足しました下川商業高等学校コミュニティスクールとの連携・協働を確保し、存続維持・発展に向けた振興策を進めてまいります。

次に、生涯学習の振興について申し上げます。

生涯を通した学びの支援による「人づくり」と「地域づくり」を進めるため、現代的課題や多様化する社会に対応する学習機会の提供を図るとともに、地域の課題解決や様々な地域活動に参画していくことが一層重要となっています。

そのため、生涯各期における学習活動の機会の提供と環境整備に努めるとともに、生涯学習に対する町民のニーズが多様化していることから、町民自らが自由に学習機会を選べる生涯学習体制の充実を推進してまいります。

家庭教育においては、保護者が子供の健やかな成長に必要な正しい生活習慣や学習習慣を学び、家庭の教育力向上に寄与するため、子供の発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供するとともに、親子の絆を深める取組を実施してまいります。

児童室においては、親子が安全で安心してふれあえる場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保してまいります。

青少年教育においては、子供たちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、学校・家庭・地域社会が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未来を担う青少年の育成に努めてまいります。

成人教育においては、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいを求めて多くのサークルや団体が活動しております。学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題に対応した講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディー事業による自主学習と仲間づくりを推進してまいります。

高齢者教育においては、各種交流会や高齢者学級などの機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識、技能や経験をいかし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めてまいります。

図書室においては、図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通じた主体的な学びや活動を支援し、町民に親しまれる図書室づくりを進めてまいります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子供の読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけをつくり、子供の表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進してまいります。

次に、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりや仲間づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めてまいります。

競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めてまいります。

また、少年団等から全道・全国に出場する選手がいることから、スポーツ少年団活動に対する支援策として、少年団に対する活動費助成、指導者等資格取得に対する助成、共用備品への助成、青少年の文化・スポーツ活動での全道全国大会参加への支援などを図り、保護者の負担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向上を目指します。

本町のスポーツ文化であるノルディックスキージャンプにおいては、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することで、子供たちのみならず、町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成を推進してまいります。

また、スポーツ施設においては、老朽化の進んだ施設や利用が少ない施設もあることから、スポーツ協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者等、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備等について検討を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体に対し支援してまいります。

文化財保護活用としては、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましては、積極

的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図ってまいります。

また、郷土資料については、引き続き調査整理を進め、今後の資料の保存・整理・活用等について検討するとともに、ふるさと交流館、札天山収蔵館は、管理運営を見直して開館期間等の縮小を行ってまいります。

以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、変化の激しい時代の中、こうした変化に対応するため、生涯を通して学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっても夢と志の実現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりと幸福な人生を自ら創り出していくための支援をすることが教育の使命であります。

これらの使命を果たすべく、学校・家庭・地域・行政の連携の下で、一丸となって本町教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第6 行政報告を行います。

「令和2年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について」、「令和2年度名寄地区衛生施設事務組合の概要について」、「令和2年度上川教育研修センター組合の概要について」及び「指定金融機関について」、それぞれ行政報告はお手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

## ※ 添付資料①

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

ここで、10分程度暫時休憩といたします。

---

休 憩 午前10時56分

---

再 開 午前11時 7分

---

○議長（近藤八郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第1号「下川町都市公園条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町都市公園条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、人口減少と少子高齢化の進む中、公園の利用状況の変化に伴い、公園機能を有しないものなど、公園整理の必要性が出てきたこと、また、都市計画マスタープランにおいて、今後の整備方針などが定められたことから、「下川町公園の設置及び管理に関する条例」を廃止し、近年の利用実態に合わせ、公園を現行の7か所から5か所へ整理し、併せて都市公園法に基づく都市計画区域内の公園について、公園の配置、規模及び管理等に関する基準を定めた「下川町都市公園条例」を新たに制定するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第2号「下川町快適住環境促進条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町快適住環境促進条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、住宅に関する総合的な支援制度として施行しております「下川町快適住まいづくり促進条例」が令和元年度末をもって時限を迎えるため、地域社会の変化や地域経済の状況、町民の皆様の御意見を踏まえ、新たに条例の制定を行うものであります。

主な内容につきましては、住宅を新築又は新築建売住宅を取得した場合の支援を、建築費及び購入費に対する支援に見直し、補助率と限度額を設けるものとし、地域材の利用に対する支援を、下川町産認証木材に限定した支援に見直しを行い、町産木材の利用拡大を図るものであります。

住宅改修については、改修費用に応じて、一定額を補助する部分と、一部所得に応じた補助金として支援していましたが、100万円以上の改修を行った場合に補助率と限度額を用いた支援に見直しを行い、中古住宅の流動化と賃貸住宅の供給促進を図るものであります。

また、住宅の気密性、断熱性など住宅の性能の確保に対する支援を、近年の住宅性能の実績などから基準値の見直しを行い、更なる環境負荷の低減に寄与するものであります。

全体として、財政状況を考慮しながら、幅広い支援を行うため、事業区分ごとに設けております補助率等を圧縮し、利用実績の少ない事業区分については廃止させていただき、

快適な住まいづくりを継続して支援する内容となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第9 議案第3号「下川町公営住宅管理条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町公営住宅管理条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年に公布されました「民法の一部を改正する法律」が、令和2年4月から施行されることに伴い、賃貸借契約において保証人を求める場合、保証する極度額を定めなければ効力を生じないことになるため、関係する「下川町公営住宅管理条例」ほか4条例を条建てで改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、条例で連帯保証人制度を維持することから、保証債務の上限となる極度額を定めるほか、保証人の確保が困難な方への免除規定等を設けるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号については、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、採決いたします。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第10 議案第4号「下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町の林業・林産業の更なる発展と事業者の経営安定化及び経営基盤の強化を図ることを目的に、下川町林業振興審議会からの答申や林業・林産業関係者等の意見、下川町行財政集中「革新」プラン等を踏まえ、下川町林業振興基本条例の一部を改正するものであります。

条例の主な改正内容につきましては、林業・林産業振興事業の補助率の見直しや補助額の上限の設定であります。

また、時限措置として今年度限りで終了する林業・林産業振興事業の事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備に対する支援事業について、現在の林業・林産業を取り巻く厳しい状況の中において、事業者の経営安定化と更なる経営基盤の強化を図る必要があることから、令和2年度から令和5年度の4年間の時限措置とし、所要の見直しを行い継続するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第11 議案第5号「下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、国内需要が緩やかに回復傾向にあるものの、依然として消費低迷や販売不振、原材料価格や燃料コストの高騰など、厳しい社会・経済情勢の中にございます。

本町の中小企業を取り巻く状況も、事業者の高齢化や担い手不足、労働不足といった「人」に関する課題が重要視される中にあり、人材育成の推進や事業承継の円滑化、商店街活性化を図るとともに、中小企業の振興や発展を促進し、効率的・効果的な施策を講じる必要があることから、条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、会社の価値基準となるための企業評価や、国及び道の補助を受ける事業の補助残補助を新設し、人材育成を目的とした資格取得、施設整備に対する内容の拡充を図るとともに、中小企業等支援制度について、厳しい財政状況などを考慮し、一部見直しを行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 5 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 議案第 6 号「下川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、法令の条項追加による引用条項のずれに対応する改正を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これから、議案第 6 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 議案第 7 号「下川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 下川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、道路法第 39 条第 2 項において、道路管理者である町が条例で定めることとなっている町道の道路占用料につきまして、令和元年 9 月に国道の道路占用料を定める道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、国道と町道の道路占用料の均衡を図るため、道路法施行令に規定している道路占用料を準用し、改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、第 1 種電柱につきましては、改正前 1 本につき「300 円」を改正後「380 円」に増額し、第 1 種電話柱につきましては、改正前 1 本につき「270 円」を改正後「340 円」に増額するなど、道路法施行令で定める道路占用料に合わせて全体的に増額しているところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第7号について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第14 議案第8号「令和元年度下川町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第8号 令和元年度下川町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度一般会計の第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ5,768万円を減額し、総額を50億7,067万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するもの等でございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費及び公債費で菓子製造事業計画の中止に伴う過年度地方創生支援事業費補助金の償還金、前借りをしていました過疎対策事業債の償還元金を計上しております。

その他、総務費で予約型乗合タクシー事業補助金、コミュニティバス事業補助金を、民生費で自立支援給付事業に係る経費を計上しております。

衛生費では病院事業補助金を、土木費で町道除排雪に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、地方交付税、国庫支出金、繰入金などを計上しております。

次に、第2条の繰越明許費の補正につきましては、土壌改良施設、サンル牧場の指定管理料の限度額を変更するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、事業の確定などによる変更となっております。  
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
ただいま議題となっております議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第15 議案第9号「令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第16 議案第10号「令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第17 議案第11号「令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第18 議案第12号「令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第19 議案第13号「令和元年度下川町病院事業会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号から第13号まで、一括して提案理由を申し述べさせていただきます。

議案第9号 令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度下川町下水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1,154万円を減額し、総額を1億9,741万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で公課費を増額計上するほか、事業の確定等に伴い、手数料、委託料及び工事請負費を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減等に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、浄化センター整備事業の確定等に伴い、公共下水道事業債及び資本費平準化債を減額するものでございます。

次に、議案第10号 令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度下川町簡易水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ865万円を減額し、総額を1億169万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務管理費で公課費を増額計上するほか、事業の確定等に伴い、施設管理費で手数料、委託料、工事請負費及び備品購入費

を、建設事業費で委託料を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減等に伴い、工事負担金、水道使用料及び基金繰入金を減額計上しているところであります。

次に、議案第 11 号 令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度介護保険特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出それぞれ 93 万円を減額し、歳入歳出総額を 4 億 7,488 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費の事務事業の確定見込みにより減額計上しております。

歳入につきましては、保険料段階の異動に伴う保険料、保険給付費の法定負担に係る国庫負担金等を減額、地域支援事業費の法定負担に係る国庫補助金等を増額、繰入金を減額計上しております。

次に、「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出それぞれ 1,353 万円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 1,498 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費、サービス事業費で実績及び今後の執行見込みにより減額しているほか、基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、今後のサービス見込み等により地域支援事業収入等を増額し、繰入金を減額計上しているところであります。

次に、議案第 12 号 令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度国民健康保険事業特別会計予算の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2,299 万円を増額し、総額を 5 億 324 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、医療費の執行見込みにより、保険給付費を増額計上するとともに、町立病院に係る救急患者受入体制支援事業の申請に伴う直営診療施設繰出金を増額計上しております。

歳入におきましては、歳出で計上しました保険給付費及び町立病院救急患者受入体制支援事業に係る保険給付費等交付金を増額計上するとともに、財源調整により繰入金を増額計上しております。

次に、議案第 13 号 令和元年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 525 万円減額し、収入総額を 5 億 3,123 万円とし、支出におきましては、病院事業費用を 345 万円減額し、支出総額を 5 億 7,927 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、入院患者及び外来患者の減少等により、医業収益を減額にする一方、医業外収益では、一般会計補助金を増額するとともに、また、国民健康保険直営診療施設に伴う調整交付金について、国保会計繰入金として増額するものであります。

支出におきましては、嘱託職員の退職に伴い、給与費を減額するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入が不足する額 4,804 万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では 12 万円減額し、収入総額を 401 万円とし、支出におきましては 22 万円減額し、支出総額を 803 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、医療機器購入費の確定により、負担金を減額するものであります。

支出では、医療機器購入費の執行残に伴い、資産購入費を減額するものであります。

以上、5 件の議案について、一括で提案させていただきます。御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 9 号から議案第 13 号までの議案 5 件について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、討論を省略し、議案第 9 号から議案第 13 号を採決します。

最初に、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

---

休 憩 午前 1 時 3 2 分

---

再 開 午後 1 時 3 0 分

---

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 20 議案第 14 号「令和 2 年度下川町一般会計予算」、日程第 21 議案第 15 号「令和 2 年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第 22 議案第 16 号「令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第 23 議案第 17 号「令和 2 年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第 24 議案第 18 号「令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 25 議案第 19 号「令和 2 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号から第 19 号まで、一括して提案理由を説明させていただきます。

議案第 14 号 令和 2 年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 6 期下川町総合計画などに基づき、町政執行方針で申し上げました主要施策に伴う予算を計上し、総額 50 億 6,600 万円、対前年度比 8.5%増で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で 19 億 8,139 万円を計上し、前年度対比 14.2%の増、投資的経費では 8 億 149 万円を計上し、前年度対比 32.1%の増、その他の経費では 22 億 8,312 万円を計上し、前年度対比 2.0%の減となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、持続可能な地域経済社会システム調査研究事業、生涯活躍!未来人材育成プログラム構築実証事業、地域情報通信基盤整備事業に係る経費を、民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、認定こども園運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、定期予防接種事業、がん検診事業、生活習慣予防事業、母子保健事業、廃棄物処理施設管理運営事業、墓地・火葬場施設等管理事業を、農林業費では農業費で、農業振興事業、農業担い手対策事業、道営草地整備事業、畜産担い手育成総合整備事業を、林業費では私有林整備支援事業、林業・林産業振興事業、林道網整備事業、森林バイオマス地域熱供給システム面的拡大事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、地域産業活性化支援事業、特用林産物栽培研究所運営事業を、土木費では、町道整備事業、快適住まいづくり促進事業、空き家対策総合支援事業、公営住宅整備事業を計上しております。

教育費では、下川商業高等学校入学促進事業、小・中学校施設等管理事業、図書室・児童室運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

一方、歳入では、町税で 3.8%減の 3 億 176 万円、地方交付税では 4.4%増の 26 億 1,000 万円を計上しております。

また、国及び道支出金では、15.5%増の 6 億 8,000 万円を計上しております。

繰入金では、財政調整積立基金 7,271 万円、木質バイオマス削減効果活用基金 800 万円、ふるさと開発振興基金 746 万円、森林づくり基金 500 万円など、基金繰入金全体で 9,816 万円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い、5 億 6,300 万円を計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為につきましては、下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合が北星信用金庫に対する債務の損失補償及び令和 2 年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

第 3 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第 4 条は、一時借入金の借入最高額を 17 億円に定めるものであります。

次に、議案第 15 号 令和 2 年度下川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 46 万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、下水道使用料のほか、国庫補助金、下水道債、一般会計繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、公共下水道費において人件費のほか、浄化センター管理委託料、公共下水道事業計画変更策定委託料及び浄化センター汚泥処理設備等改修工事等を、個別排水処理施設費では個別排水処理施設維持管理委託料等を、公債費では長期債償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円に定めるものであります。

次に、議案第16号 令和2年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,092万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、水道使用料のほか、簡易水道債、基金繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務管理費において人件費のほか、水道システム保守点検委託料等を、施設管理費では浄水場管理委託料、消火栓取替工事及び量水器取替工事等を、建設事業費では下川浄水場建設事前評価書作成等委託料を、公債費では長期債償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を500万円に定めるものであります。

次に、議案第17号 令和2年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,433万円とするものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者の保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、一般会計繰入金、基金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づく保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,910万円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入、繰入金、繰越金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、基金積立金、公債費などを計上しております。

次に、第2条では、一時借入金の限度額を介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定それぞれ3,000万円と定めるものであります。

次に、議案第18号 令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案

理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億87万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

最後になりますが、議案第19号 令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,381万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

以上、一括して6件の議案について、提案理由を述べさせていただきました。御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号から議案第19号までの令和2年度普通会計予算6件について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第19号までの令和2年度普通会計予算6件を、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を選出させていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（古屋宏彦君） お知らせいたします。予算審査特別委員会委員は、応接室に

お集まり願います。

休 憩 午後 1時41分

再 開 午後 1時45分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。  
予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。  
委員長には、6番 蓑谷春之 議員。  
副委員長には、5番 我孫子洋昌 議員。  
以上のとおり決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第26 議案第20号「令和2年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第20号 令和2年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、少子高齢化が進展する中で、医療、介護、福祉等の総合的な視点をもって、町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、地域に適した医療提供体制を維持し、安定した病院運営を進めてまいりたいと考えております。

令和2年度の病院事業運営方針として、1日平均患者数を、入院では30人、外来では80人に設定し、診療体制につきましては、内科医師2名、外科医師1名、旭川医大からの出張医により医師体制の維持を図るほか、看護体制を整え、患者サービスの質の向上に努めてまいります。

本案は、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額5億5,415万円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、診療材料費、経費のほか、減価償却費等と医業外費用を併せて5億6,302万円を計上しております。

この結果、収益的収支において887万円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、経営方針、目標などを設定し、病院事業の収支状況を常に把握して経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないよう年度内で対処していきたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金にかかる他会計出資金のほか、器械備品購入費として他会計負担金を併せて、収入総額406万円を計上しております。

また、支出におきましては、病棟及び臨床検査用の器械備品購入費のほか、企業債償還元金を併せて、支出総額812万円を計上しております。

その結果、収支において406万円の不足となりますが、この不足額につきましては過年

度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第27 報告第1号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

## ※添付資料②

○議長（近藤八郎君） 以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） ここで、新型コロナウイルスの対策について、1番 斉藤好信 議員から緊急質問の申し出がありました。

斉藤議員の新型コロナウイルスの対策についての緊急質問を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

斉藤議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、斉藤議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言することは可決されました。

ここで、斉藤議員の発言を許します。

1番 斉藤好信 議員。

○1番（斉藤好信君） それでは、議会を代表して、緊急質問をさせていただきます。

御承知のとおり、日本のみならず世界各国で今回のコロナ感染症が広がりを見せております。

そこで今回、町の対策を伺ってまいりますが、新型コロナ対策については周知のとおり

ですが、地域社会への対応、また、現時点の課題と問題をどのように認識され、今後どのようにリスク対応をするのかお伺いします。

次の4点について伺いたいと思います。

1点目、行動自粛などに伴う地域産業及び町民生活への影響の把握とその対策

2点目、感染確認における周知並びに情報開示

3点目、感染発症者が確認された場合の対応

4点目、町立下川病院の感染防止ブース等の検討

この4点について、町長のお考えを伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 緊急質問を頂きました新型コロナウイルスの対策について答弁をさせていただきますが、既に3月5日の全員協議会で一定程度の説明や、あるいはまた質問をお受けしたところがございますが、今の4点について、若干重複はしてございますけれども、5日程経過してございますので、少し時間を頂いて調整させていただきたいと思っておりますので、お許しを頂ければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（近藤八郎君） それでは、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1時52分

---

再 開 午後 2時39分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開します

答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 齊藤議員から御質問いただきました緊急質問について、4点ございましたけれども、少し時間の関係があつて…なかなか全てを回答できないかもしれませんが、できる範囲の中でお答えをしていきたいなと思ひます。

一つ目の、行動自粛などに伴う地域産業及び町民生活への影響の把握とその対策ということで、これについては、3月5日の全員協議会でも一定程度お話をさせていただいたところがございますけれども、私ども職員によりまして3月上旬にヒアリングを事業所に向けてさせていただいているところがございます。主に飲食業、宿泊業、それから運送サービス業、団体等…こういうところを中心にしてヒアリングを行いました。

この中で事業者の方々に回答いただいた内容をお話しさせていただきますと、運送業・製造業におきましては、コロナウイルスが原因と思われる影響は現在のところ見られなかったということでございます。

それから、宿泊業・飲食業につきましては、不要不急の外出や会議、集会の自粛が要請

されたという…これは国や道からの関係が大きいと思いますけれども…予約のキャンセルが相次いで、来客数が3割から9割減少している大きな被害が確認されたというところでもあります。

それから、各種事業所におきましては、消毒用のアルコールや感染防止用のマスクを使用しているところでもありますけれども、事業所によっては備蓄が無いというところがあって、対応出来ていないというところが見られたところでございます。

さらに、下川は林業関係者が非常に多いものですから、林業・林産業の関係の方々にも…絞って…別の職員がヒアリングを行ったところがございますけれども、現在のところ直接的な影響は無いというふうに向っています。ただ、今後これが長期的になると影響が心配されるということが言われております。

それから、中国産の設備や備品が入ってこない状況にありますので、住宅の納期が遅れているということが現在あるようです。

それから、新築の需要見込みも今後不透明であると、木材需要の減少があるのではないかと懸念されるということでもあります。

それから、それぞれプロモーション活動で販路開拓事業を行う予定をしておりましたが、当然これは自粛していこうということで…中止の方向でいっているところでございます。

これも既に3月5日の時にお話いたしましたけれども、商工会、それから農協関係ですね…こういう経済団体としっかり調整をしていながら、今後も速やかに対応してまいりたいなと思っております。

国や道の事業者への融資制度などもありますので…そういう紹介ですとか、あるいはまた本町の制度の中で可能かどうかという…そのへんもしっかり対応してまいりたいなと思っております。

それから、住民生活への影響につきましては、これも国や道の方で自粛要請が出て、町の方といたしましても外出を控えていただく、あるいはまた催事や会議等…これも自粛していただくということで、告知端末やホームページ、あるいは回覧等でお知らせをさせていただきまして、町民の方々は一定程度…そのへん判断をしていただいて、かなりのところそのへんの効果が出ているのではないかと思っているところでございます。

なお、小中学校、高校等も国の方針、それから道教委の方針もございまして、町としてもそれを受けながら春休みまでの休校、さらに…これ一両日で決まった話ですが、分散登校につきましても今月の16日と25日の2回、春休み前になりますけれども登校して、それぞれ子供たちが顔を合わせることにありますけれども、これは1回目の予定としては三つほどございまして、生活習慣や学習状況の確認と指導をするということだそうです。それから二つ目は、感染症予防に対する指導を徹底していくということです。それから三つめは、学年の学級活動…このへんについて確認をしていくということで、1回目はこの3点について一時間程度、児童生徒の方々に集合していただいて、そして先生方が対応していくということです。

2回目の25日は、これも3点ございまして、生活習慣や学習状況の確認と指導…これは1回目と同じであります。それから、終了の集い及び離任のお知らせということで、卒業時期になりますし、それぞれの学年では修了式がございますので…このへんの関係と、

それから先生方の離任の関係ですね…このへんの情報提供をするということです。

それから、学年、学級のそれぞれの春休みの過ごし方、それから新年度に向けた準備、こういうところを行うという予定をしております。

それから、認定こども園の関係につきましては、いつもですと1時間から1時間半ぐらい時間がかかるわけでありましてけれども、これも最小限ということで…15分程度で卒園式を進めるように今準備をしているところであります。

このようなかたちで、子供たちが非常に…家庭で不便を感じているということでございますが、児童室の開放などもさせていただきながら対応を今後もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1点目については以上であります。

それから、2点目につきましては、感染確認における周知並びに情報開示、それから3点目の感染発症者が確認された場合という…この2点についてお答えさせていただきたいと思いますが、情報開示の関係につきましては、町内居住者で感染発症者が確認された場合、名寄保健所から性別や年代、国籍の情報が提供されることとなります。これ以上の情報はおそらく個人情報ということになりますので、感染者本人の意向、それから公衆衛生上必要と保健所が判断した場合…どの程度提供してくれるかどうかというのは私どもには裁量権がございませんので、保健所の方でそのへん指導していただけることになるんではないかと思っております。

いずれにしても、町としましては少しでも正確な情報を町民の皆さんに提供する必要があると思っておりますけれども、その一方で個人が特定されてしまうという危険もございますので、十分留意をしながらそのへん発信をしてみたいと思っております。

同様に、感染発症者が確認された場合なんですけれども、5日の全員協議会でも説明しましたけれども、感染症対策マニュアルというのがございまして…レベル1からレベル3ということで…現在は連絡会議を開催させていただいて、2回ほど実施したわけでございますけれども、対策本部の設置までに至らないというのは、現実には…この対策マニュアルの中では感染者が発症した…その段階で対策本部を設置するという、そういうマニュアルになってございまして、多くの自治体がこれに準じているわけでありまして。ただ、判断によっては…既に対策本部を設置している自治体がございまして、それ以上に私どもとして…やらなければならないのは、予防対策をしっかりと進めていくということにあります。下川の場合は告知端末というツールがございまして、こういうところでしっかり住民の方々に情報提供をしながら感染予防の対策を図っていくということで、現在のところは対策本部設置までに至っていないというところであります。

ただ、このマニュアルでは対策本部は発症がない限りは設置することになっていませんけれども、状況を見て…上川北部地域に発症者が発生した時とか、あるいはまたそれに準ずるアクションが起きた時、こういうところについては対策本部を設置しながら今後の対応をしてみたいと思っております。現在のところは名寄保健所と密に連絡調整をしておりますので、このへんの心配はないかと思っておりますのでございます。

予防関係については、既に告知端末等でお知らせをしておりますけれども、さらに住民の方々には会議や催事…こういうところを控えていただくように徹底をしてみたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それから4点目の関係では、町立下川病院の感染防止ブース等の検討はいかなものかということまでいただいておりますけれども、これについては3月5日から1階の手術室を臨時待合室兼臨時外来というかたちで対応しているところでございます。現在のところまだ利用者はゼロでございますので、逆に言えば安堵しているところでございますけれども、今後発症を心配する方々が病院の方に来られましたら、その待合室で対応するようにしていきたいと。もしそこが多くの方々でいっぱいの場合には車の中で待機していただくとか、そういう対応も指示をしてみたいと思っております。

町立病院については、原則的に面会禁止にさせていただいておりますが、どうしても食事・介護等の家族の手伝いが必要な場合は面会を可能にしていきたいと思っております。

それから、通常の風邪とかインフルエンザと同様の対応を…一時的にはやらなければならないというところがございますので、その後については熱の状況なども見ながら保健所の方に移行して対応していただくということになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、一つ一つの有事の際に対応できる…そういうことを…今の状況でも十分やれる範囲でございますので、御理解と御協力をお願いできればと思っております。

以上、少し不十分なところがございますけれども答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 今答弁にあったとおり、先日の全員協議会で町長から種々説明がありました。しかしですね、御存知のように日々刻々と状況が変化し、新型コロナのリスクに対応できる町の対策が今求められています。何よりも大事なものは町民の不安を取り除く、不安を煽るのではなくて…不安を取り除く。

そして感染防止策というのはですね、正に一つの自治体だけで解決できるものではなくて全ての自治体…先ほど冒頭で言いましたけども、今回のコロナの感染に関しては日本のみならず世界各国で広まっている感染症です。

そこで、先ほど町長の答弁で対策本部云々ありましたけども、これは今申し上げましたとおり…一つの自治体だけで対応できない、北海道であるならば179市町村が対応策を立ち上げるべきだと思ってるんですね。なぜならば北海道は御存知のとおり100名を超える感染発症者が出ております。この数というのは人口割でいくと東京の1,000万人、北海道の500万人を比べると異常なまでの広まりが起きています。特に大都市である札幌のみならず遠隔地において発症している例があります。報道によると上川管内で1名…まだこの町で発症したかも…これは個人情報ですから…発表されておられませんけども、是非ですねこの関係機関、それから各種団体及び専門職等を含めてですね、地域の総力を持って町民の生命、健康を守るために総合的かつ一体的な対応を実行する必要があるというふうに考えています。ほかの自治体の後追いをするような対策ではなく、町長の英断を持って…対策本部を立ち上げて、感染防止に備えた万全な対策を行うべきだというふうに思いますが、再考するおつもりはございませんか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） これは再考するとかではなくてですね、状況判断をしっかりしなければならぬということと、今現状の中では感染者が出た場合に対応処置ができないというのが一番の問題でございます。

いずれにしても、対策本部設置より何よりもですね…保健所との連絡調整をしっかりやっていくということが住民の方々の命をしっかり守っていくことになるのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、そのへんの状況ももう少し確認しながら進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 先ほど、林産業関係、それから運送業…直接的な影響は無いと。飲食業に関してはお客様が3割から9割ぐらい減っているというお話がありました。

そこですね、農業なんですけども、これは多分…喫緊で…農家の方も心配されていると思いますが、下川町も含めて各自治体では早くも4月、遅くとも5月頃から、通常は外国人労働者が入って来られます。その対応ですけども、この外国人労働者の受け入れ時における感染予防対策としては、国それから道の中で綿密な連携を取りながら対策をお考えだというふうに思いますが、そのへんどのように現在考えていらっしゃるか伺います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 中国人の実習生が毎年二十数名来町して、耕種農家と畜産農家の方に分かっているわけでありましてけれども、非常に厳しい状況にあることは伺っております。いつも来ている4月の…定期の時期に来れるかどうかというのを今いろいろ情報交換をしているのでございます。ただ、下川町に来ている中国人…これまでの歴史の中では、発症した武漢からはかなり遠方にあるということで伺っておりますので、そのへんの中国事情も農協の方でしっかり情報収集しながら進めているということで伺っております。

いずれにいたしましても、営農に実習生が来ないと影響を及ぼすというのは事実でございますので、そのへんはまた町としても情報収集をしながら農協と連携して進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 回目の質問になります。  
1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 先ほどの答弁にありました病院の関係ですけども、初期対応ですね…国の方では6日から保険対応になって、医療機関から検査関係のところへ連絡するという…保健所を通した今までの行政的なやり方も併せて行っていきますけども…そこで

ですね、高齢者の方、それから基礎疾患のある方、こういう方はリスクが高いというふう  
に言われています。例えば高血圧とか糖尿病とか透析を受けている方が町内にもいらっし  
ゃると思いますけども、一部から声が上がってますけども…非常に不安がっております。

一つは、町立病院に通院されている方、それから月1回…町外の名寄市立病院を受診さ  
れている方、こういう方もいらっしやいます。

そこでですね、初期対応ですけども、地元の病院ということは町立病院ですけども、そ  
こでみんながみんな感染しているわけじゃなくて、インフルエンザ・風邪…それこそ高熱  
が2日、3日罹った方が、やはり心配で地元の病院で診察を受ける…そういう場合に…何  
もなければそれは結構です。ただし、名寄市立病院等に行って再度診てもらおうというこ  
になった場合、そしてその方が感染症になっていた場合ですね…仮に、このPCR検査と  
いうのは当然できるところは今決まっていますけども、その時に医療従事者の方、看護師、  
医者、この方の感染防止策として先ほど提案したブースですけども、これは非常に簡素で  
簡単に組み立てられる…例えば小さなキャンプ用のテントを立てるような…透明なもの  
です。値段も安価です。先ほど町長は、町立病院の中にそういう場所を確保したというふ  
うに仰いましたけども…それも結構です。万が一のために医療従事者の方を感染から守る  
ためにそういうことも…購入し設置するというのも一つの考えとして持っていた方が  
よろしいのではないかと。是非、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 正直言って感染者の対応ができる病院になってございませんので、  
そのへんはまた保健所といろいろ連絡調整をしながらですね、どういう対応がいいか…今、  
議員が仰られたことも選択肢の一つに入れながら、今後運営をしてまいりたいと思っ  
ておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で斉藤議員の緊急質問は終了いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、3月16日、午前10時まで休会にしたいと思  
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、3月16日、午前10時まで休会することに決定  
いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

午後3時3分 散会